

令和7年5月 市営住宅入居者募集のお知らせ

下記の団地の入居者を募集します。入居希望者は、募集期間内に申し込みください。

【 募 集 住 宅 】 計9戸

●一般住宅

団地	部屋番号	家賃 (円・月額)	間取り	入居条件 (人数)	築年 数	告知事項 条件等
桜岡団地 桜岡 103 番地	2-404 号 (2号棟 4階)	23,000～ 45,200	3LDK (6-6-6 畳)	2人以上	31	
	5-101 号 (5号棟 1階)	23,500～ 46,200			31	
	6-402 号 (6号棟 4階)	23,200～ 45,700			29	
	7-402 号 (7号棟 4階)				29	
	7-405 号 (7号棟 4階)				29	
山寺北団地 森宿字ヒジリ田 37 番地 1	1-53 号 (1号棟 5階)	25,600～ 50,200	3LDK (6-6-6 畳)	2人以上	25	

●優先入居住宅（高齢者世帯・障がい者世帯）

団地	部屋番号	家賃 (円・月額)	間取り	入居条件 (人数)	築年 数	告知事項 条件等
和田池団地 和田道 162 番地	97 号室 (11号棟 1階)	26,210	2LDK (6-6 畳)	単身可	37	
山寺北団地 森宿字ヒジリ田 37 番地 1	2-12 号室 (2号棟 1階)	17,400～ 34,100	2K (6-6 畳)	単身可	25	

●優先入居住宅（子育て世帯・若者夫婦世帯）

団地	部屋番号	家賃 (円・月額)	間取り	入居条件 (人数)	築年 数	告知事項 条件等
弘法坦団地 弘法坦 79 番地 1	202 号室 (2階)	23,600～ 46,400	3DK (洋室 3 部屋)	2人以上	9	

※家賃のほかに、駐車場料金 1,500円（原則1世帯1台分のみ）、風呂釜の設置・給湯器等リース代（ガス会社と契約）、共益費（屋外照明電気料等）などで費用がかかる住宅もあります。

※一般住宅と優先入居住宅の両方を申し込むことはできません。 ※敷金は、家賃の3か月分です。

【 申 込 方 法 】

- 1 募集期間 令和7年5月1日(木)～9日(金)
※土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 申込先 須賀川市建築住宅課(庁舎2階 電話0248-88-9152)
- 3 申込書類 申込書に必要書類を添付のうえ、提出してください。
※申込書は建築住宅課で配布しております。また、市ホームページからもダウンロードできます。
※必要書類は募集期間内にすべて揃えてください。
- 4 その他 申込後の部屋の変更は募集期間内に窓口で受け付けます。

【入居の決定方法】 書類内容を審査したうえで決定します。

※申込み多数の場合は5月23日(金・午後)に申込順で抽選を行います。

【入居開始日】 令和7年6月19日(木)

【 入 居 資 格 】

入居資格は次の条件とします。

- 1 現に同居し、又は同居しようとする親族がある者
※単身の資格：60歳以上の方、身体障がい者(1級～4級)等の条例で定めのある者
- 2 入居の申し込みをした日において、政令で定める基準の収入額以下(下記【入居者収入基準額】参照)であること。
- 3 現に住宅に困窮していることが明らかな者。
- 4 税金等の滞納をしていない者。
- 5 過去に公営住宅の明渡し請求を受けていない者。
- 6 暴力団員でない者。

※ なお、入居の際には、**連帯保証人が必要**となります。(入居者の親族であり、所定の条件を満たす者)
連帯保証人がいない場合はご相談ください。

【優先入居住宅申込資格】

今回の募集で申し込みができる優先入居世帯の申込資格は下記のとおりです。

- 1 高齢者世帯
60歳以上の単身者又は60歳以上で、同居予定者のすべてが次のいずれかに該当する世帯
ア) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。)
イ) 18歳未満の者
ウ) 60歳以上の者
- 2 障がい者世帯
戦傷病者もしくは身体障がい者(1～4級)
精神障がい者(障害等級1～3級)
精神障害等級1～3級と同程度と認められる知的障害者

3 子育て世帯

ア) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない者

イ) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居し、扶養している者

4 若者夫婦世帯

入居の申し込みをした者及びその配偶者の年齢が40歳未満の夫婦で構成される世帯

【入居者収入基準額】

1 収入基準額（須賀川市営住宅条例第6条第1項第2号及び第7条）

世帯	公営住宅	改良住宅（和田池団地1～126号）
一般	158,000円	114,000円
裁量	214,000円	139,000円

※裁量世帯：高齢者世帯、障害者のいる世帯、小学校就学前の子がいる世帯

2 計算方法

$$\text{収入基準額} = (\text{所得額}^{*1} - \text{扶養控除}^{*2}) \div 12\text{月}$$

※1 所得額＝家族全員の年間所得額（所得控除後）

※2 扶養控除＝扶養親族数×38万円